

John Roemer

Theories of Distributive Justice

(Harvard University Press, 1996)

後 藤 玲 子

I 本書の基本的性格と目的

近代経済学は、従来、所得や財の分配問題に関して、事実解明的分析を行うことを主たる課題とし、規範的分析に関しては、専ら、効率性の観点から議論を展開してきた。それに対して、本書は、公正性の観点に基づく規範的分析を直接の主題とし、分配問題に関する近代経済学のフレームワークの拡張を意図した意欲的な作品である。

はじめに、著者の略歴を交えつつ、本書の基本的性格について概括しよう。著者は、分析派マルクス主義とよばれる学派の代表的論者の人であり、80年代前半には、『マルクス的経済理論の分析的基礎』(1981)、『搾取と階級の一般理論』(1982)など、近代経済学の手法を用いてマルクス理論を厳密に定式化するという作業を精力的に進めていた。それに対して、近年は、「平等主義・責任・情報」(1987, *Economics and Philosophy*, 3), 『平等主義的パースペクティブ－哲学的経済学に関するエッセイ集』(1994)などに代表されるように、分配的正義の問題それ自体を経済学的かつ哲学的に分析するという独自のアプローチを開拓するに至っている。本書は、このような流れにおいて、著者自身の展開

してきた諸議論を方法論的に総括し体系化するための一ステップとして位置づけられる。

著者のアプローチの特徴は、序章に記されている「本書の目的」から、端的に読みとることができます。本書の目的は二つの内容から構成される。第一は分配的正義に関連する経済学者の重要な業績に対して、次の二つの点から批判的検討を加えることである。一つはモデルの定式化において、哲学的問題を不適切に表現している点について、他の一つはあまりにも多くの重要な問題を切り捨てている点について。第二は哲学的理論のなかに存在するいくつかの曖昧な定式化の方法を、経済学者の道具を用いて研究することである。

ここでいう経済学的道具とは、興味ある問題を直ちに形式的なモデルに圧縮する技術をさしている。経済学者の主要な関心は、例えば、いくつかの十分に弱い公理から何らかの強い結論が導出されるという推論形式そのものの緻密さに注がれる。それに対して、哲学的思考の特徴は、何が主要な問題であるかという、問題それ自体の明晰化、あるいは、解決の鍵となる新しい概念を探求することに設定される。本書の二つの目的は、経済学と哲学とのこのような方法的相違を踏まえたうえで、両者を統合するようなアプローチを構成し、形式的にも実質的にも

確かに、分配的正義の理論を構築しようという試みにはかならない。

II 本書の構成と概要

本書は、八つの章から構成される。はじめの四つの章は、第一の目的を遂行することを課題とする。以下にその概要を順に記そう。第1章「効用の測定とアローの定理」においては、アローの不可能性定理を効用の次元において再定式化する作業をなしたうえで、不可能性をもたらした真の原因是、民主主義の観念それ自体の不整合性にあるのではなく、アローが採用した社会的選択のフレームワークにおける情報的基礎の貧困さにあることを指摘する。これより、アローが排除した、効用の個人間比較の妥当性を探ることが、本書全体を通底する著者の基本的問題関心として設定され、本章では例えば、「基数的かつ完全に比較可能な指標」と「序数的かつ完全に比較不可能な指標」との中間に位置する、「基数的かつ単位比較可能な(cardinally measurable and unit comparable) 指標」が考案される。

第2章「公理的交渉理論」、第3章「経済環境に関する公理的メカニズム理論」においては、二人の個人の交渉問題に関する公理的アプローチが検討される。ナッシュに始まり、カライ&スマロディンスキー、トムソン&レンスペルグらによって展開されてきた公理的交渉理論は、分配的正義の理論において二つの異なる立場から、その意義を認められてきた。一つは、正義は適切に定義された交渉問題の帰結として特徴づけられるという立場であり、他の一つは、正義を交渉問題の帰結として特徴づけることはできないものの、正義の要請を捉える方法において

て、公理的アプローチの有効性が認められるという立場である。著者は、B.バリーの分類を踏まえて、正義の本質的問題は「相互便益」ではなく、「不偏性」(impartiality)にほかならないという基本的認識から、後者の立場に立って公理的交渉理論を検討する。

ここで得られる主要な結論は、効用可能性集合のみに着目する「厚生主義」に代えて、経済的情報（利用可能な資源と個人の選好順序に関する情報）を基盤にナッシュらの公理的前提を再構成するとき、より弱い性質をもった諸公理の異なる組み合わせによって、より平等主義的な解をも含むいくつかの資源配分方法を特徴づけることが可能となる点である。再構成にあたって著者は、「厚生主義」よりも弱い、「財の次元に関する単調性の公理」(CONRAD)を考案するが、その規範的意味は、第7章にて資源の平等に関するドーキンの理論の定式化においてより詳細に吟味される。

さらに、本章では、財の名前に関連する情報の必要性が指摘され、例えば、必要(need)の対象となる財を、要求(desire)の対象となる財に対して優先的に選好するような個人的選好順序のクラスが考案される。第5章の終節では、序数的かつ比較不可能性をベースとしつつも、このような性質をもつ選好順序のクラスを想定することによって、次のような分配的正義の觀点が提出される。「社会構成員のいずれかが必要財の消費を十分に行い得ないような状況のもとで、他の誰かが贅沢品を消費することはない」。

第4章「功利主義」においては、功利主義を特徴づける二つの点が検討される。第一は、功利主義が、基数的かつ完全な比較可能性という強すぎる情報的前提と整合性をもつ、唯一の社会的選択ルールである点について。第二は、人々

の効用の総計を最大化するという功利主義の目標が個人間の相違を扱い得ないという点について。第一の点に関しては、第1章で著者が考案した指標とそのバリエーションを主要な分析道具として、ハーサニーの不偏的観察者の定理が功利主義の本質的特徴ではないことを明らかにする。第二の点に関しては、この問題の解決が分配的正義の中心的テーマであることを認めつつも、個人間の相違が本人の責任的要因のみに基づく場合には、相違を扱わないことにはむしろ積極的な意味があるのではないかという疑問を提示し、第8章へと続く議論の伏線をはつてきている。

後半の四つの章は、本書の第二の目的を遂行することを課題とする。第5章「基本財、根本的選好、機能」においては、ロールズとセンの議論の共通点が手際よくまとめられている。(1)両者はともに非厚生主義者である。すなわち、最大化の目標とする対象は効用ではなく、客観的に標準化されたもの（基本財あるいは機能）である。(2)両者はともに平等主義的である。(3)両者はいずれも最終的結果の分配を指示するものではない。最終的結果に関する個人的責任の余地をリザーブしている。(4)両者はともに、形式的機会均等でなく、実質的機会均等までを要請する。すなわち、国籍や家族、自然的能力などの道徳的恣意性に起因する不平等の補償を要請する。著者はこれまでに、ロールズ正義論を深く読み解き、様々な角度からその定式化を試みてきた。本章には、それらの成果が凝縮されており、ロールズ格差原理の定式化上の曖昧さ；「個々人のライフプランや彼女の努力性向は道徳的恣意性をもつ事柄なのか、あるいは責任的な事柄なのか」が独自の視点から論じられている。

第6章「新ロック主義と自己所有主義」では、帰結的パターンに関するあらゆる議論を退け経済的相互行為のプロセスのみに着目するノージックの手続き的正義の理論を、政治哲学に対する最も反平等主義的貢献であると位置づけたうえで、次のように批判する。ノージックの議論は、「ロックの但し書き」（少なくとも自然資源が他の人々に対しても十分に、そして同じようにたっぷりと残されている場合には、ある個人が無所有の自然的状態に対して労働を混入するとき、彼女はその産物を自分自身のものとして専有する権限を与えられる）に基づくものであるが、希少性の存在する状況と整合的に但し書きを定式化しようとするならば、その定式化の方法に応じて、ノージックの主張する結論以外の、より平等主義的な資源配分方法を導出することが可能である。

第7章「厚生の平等対資源の平等」においては、ドーキンの理論が批判的に検討される。ドーキンは、平等化すべき対象として何が適切かという問い合わせを立て、厚生ではなく、移転不可能な資源（能力）を含む資源の束こそが適切であると主張した。これより、移転不可能な資源の不平等な分配を適切に補償するためには、移転可能な資源をいかに分配すべきであるか、という問い合わせが設定される。その問い合わせに対してドーキンは、個々人は自己の能力に関する情報をもたないものの、自己の選好に関する情報はもつという、薄い無知のヴェールがかかった仮設的保険市場を想定し、そこで仮設的に選択される配分と一致するものを平等な配分と定義した。著者は、このようなドーキンの考えを数学的に定式化したうえで、彼の提案する仮設的保険市場は、資源の平等を実際に達成するメカニズムではないと批判する。そして、公理的アプローチ

によって、資源の平等が要請する諸条件をみたすようなメカニズムの発見に取り組む。

第8章「厚生に対する機会の平等」においては、実質的機会の平等と関連する、責任と補償の問題が、ドーキンやアーネソン、現代の数理経済学者の議論をベースに、分配的正義の一つの重要な観点として提起され、検討される。いま、個人の責任の及ぶ要因と及ばない要因とが分解可能であるとしたら、後者に起因する帰結的不平等のみを補償するような分配方法が望ましい。その一例として、個人の努力を責任的要因として帰結に反映させる一方で、不可避的偶然性を補償するような分配方法が著者自身によって考案される。

III 結び

本書は、著者自身が展開してきた議論を体系化するという意味において、完成された書物ではない。自他の議論に対する批判的検討を通じてあぶり出された分配的正義の諸観点が、相互の関連性をめぐるさらなる検討をまって併記されている。だが、そのことは本書の重要性を少しも損ねるものではない。本書にて指摘された分配的正義の諸観点を、残された問題とともに再検討し、倫理学的にも経済学的にも確かな分配的正義の理論を構築するという作業は、読者自身が引き受けるべき課題にはかならない。

(ごとう・れいこ

国立社会保障・人口問題研究所)